

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 千葉県我孫子市において独自の基準を用いて要介護認定を実施しているとの報道について

(合計 本紙含め2枚)

vol. 32

平成12年1月20日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

千葉県我孫子市において独自の基準を用いて 要介護認定を実施しているとの報道について

「千葉県我孫子市は、痴呆の高齢者の審査判定にあたっては、コンピュータによる一次判定の結果に関わらず「要介護3」であると見なす独自の基準を定めているが、平成12年1月19日に同市と厚生省は協議を行い、厚生省側が独自基準を認めた。」との一部報道について、厚生省が要介護認定に関する市町村独自の基準を認めたという事実はありませんので詳細をお知らせします。

- 厚生省は1月19日に我孫子市より、「我孫子市での要介護認定は、厚生省が示している全国一律の基準や方法に従って実施しており、報道されているような「独自基準」を用いているものではない」とする説明を受けた。

- 厚生省と我孫子市は要介護認定基準及び認定方法について以下の3点を確認した。
 - ・ 要介護認定にあたっては、国が示した全国一律の基準に基づき行う。
 - ・ 二次判定にあたっては一次判定結果に基づき、特記事項、主治医意見書の内容を加味して行う。
 - ・ 痴呆の方の二次判定にあたって一次判定結果を変更する必要がある場合には、最初に「要介護3」の状態像の例との照らしあわせを行うが、痴呆のある方について一律に「要介護3」とする取り扱いとするものではない。

- 同市の取り扱いは、国が定める要介護認定基準に矛盾しない範囲において、「状態像の例」を参照する際の順序についての取り決めを行っているものであり、厚生省としては特段の問題はないとの見解を示したものであるが、痴呆の方について一律に「要介護3」とする取り扱いを認めたものではないので留意されたい。